
尼崎市人権文化いきづくまちづくり計画

【令和3（2021）年度～令和12（2030）年度】

令和3（2021）年6月

尼崎市

目 次

序章 計画の策定にあたって	1
1 人権についての基本的な考え方	1
2 人権文化いきづくまちづくり	3
3 計画の位置付け	4
4 計画の期間	4
第1章 人権施策の展開	7
1 つながり、支え合う人権尊重のまちづくり	8
（1）地域でのつながりや支え合いの推進	8
（2）関係機関の連携強化	8
2 人権侵害に関する相談と支援の充実	8
（1）相談体制の充実と人権侵害の実態把握	8
（2）差別の防止と偏見の解消	8
（3）誰もが利用しやすい施設等の整備や情報の円滑な取得・利用に向けた環境整備	9
3 あらゆる場における人権教育及び人権啓発の推進	9
（1）学校園等における人権教育	9
（2）地域における人権教育・啓発	9
（3）事業者（企業）における人権研修・啓発	10
4 市職員・教職員等への人権研修	10
（1）市職員・教職員への人権研修	10
（2）人権とかかわりの深い特定職業従事者等への人権研修	11
第2章 尼崎市における個別の人権問題	12
1 女性	12
2 子ども	16
3 高齢者	20
4 障害のある人	22
5 部落差別（同和問題）	24
6 外国籍住民	28
7 性的マイノリティ	31
8 ささまざまな人権問題	33
（1）H I V感染者など	33
（2）ハンセン病患者など	33
（3）新型コロナウイルス感染症など	33
（4）刑を終えて出所した人など	34
（5）犯罪被害者など	34
（6）アイヌの人々	34
（7）ホームレス	35
（8）北朝鮮当局によって拉致された被害者	35
（9）見た目問題	35

9	すべてに共通する人権問題（インターネットを悪用した人権侵害）	36
---	--------------------------------	----

第3章	計画の推進に向けて	39
------------	------------------	----

1	計画の推進体制	39
---	---------	----

2	進捗状況の点検	39
---	---------	----

3	実態把握と市民意識調査	39
---	-------------	----

資料編		40
------------	--	----

1	尼崎市人権文化いきづくまちづくり審議会委員名簿	40
---	-------------------------	----

2	尼崎市人権文化いきづくまちづくり審議会開催経緯等	41
---	--------------------------	----

序章 計画の策定にあたって

1 人権についての基本的な考え方

人権とは？

- ◆ 人権とは、「すべての人が生まれながらにもっている、人間が人間らしく生きていくために誰からも侵されることのない普遍的な権利」です。

1948年に国連で採択された世界人権宣言の30の条文には、世界中のすべての人に保障されなければならない次のような権利が示されています。

• 自由平等	• 差別待遇の禁止
• 生存、自由、身体の安全	• 奴隷の禁止
• 非人道的な待遇または刑罰の禁止	• 法の下に人としての承認
• 法の下における平等	• 逮捕、拘禁または追放の制限
• 裁判所の公正な審理	• 無罪の推定、罪刑法定主義
• 私生活、名誉、信用の保護	• 移転と居住の自由
• 迫害からの避難	• 国籍の権利
• 基本的権利の侵害に対する救済	• 思想、良心、宗教の自由
• 意見、発表の自由	• 集会、結社の自由
• 参政権	• 社会保障
• 労働の権利	• 婚姻と家庭
• 財産の権利	• 休息、余暇
• 生活の保障	• 教育の権利
• 文化権	• 人権を守る社会的国際的秩序の確保
• 社会に対する義務	• 権利と自由に対する破壊的活動の禁止

出典：(一財) アジア・太平洋人権情報センター (ヒューライツ大阪) ウェブサイト
<https://www.hurights.or.jp/japan/learn/>

また、世界人権宣言にうたわれた権利をより具体的に守っていくために、国連では国際人権規約をはじめとする人権諸条約が採択されてきました。日本も主要な人権条約の締約国になっています。世界人権宣言も、人権諸条約も、私たちが人間らしく生きるため、保障されるべき基準を示したリストです。国や自治体にはこれらの権利を守り、実現する責務があると共に、私たちにも、すべての人の権利を守る義務があります。自分の権利を他の人の権利を侵害するために使ってはなりません。また、特定の権利を他の権利より優先したり、取捨選択することはできません。人権は相互に関連しあっており、それらを総体として尊重することが必要です。

- ◆ 人権は個人相互の関係においても尊重されなければならないものです。私たちの身の回りには、さまざまな人権問題が存在しており、自分でも気づかないうちに他者の人権を侵害してしまうことがあります。

特に感染症蔓延^{まんえん}時等の緊急事態下や災害時においては、平常時には表面化しにくい人権問題が顕在化することから、日頃から自分と他者の人権について思いを巡らすことが大切です。

また、私たちは、ともすれば偏見にとらわれたり、他者の人権を侵害してしまうことがあります。だからこそ、「人権とはなにか？人権にはどのようなものがあるのか？」について学び続け、自らの偏見や差別心と向きあうことが必要なのです。

- ◆ 社会の中には、生活基盤が十分に保障されなかったり、暴力や虐待などを受けていたり、人権侵害を受けている人または受けやすい人々がいます。そのため、それらの人々の置かれている状況の改善を図るためにはさまざまな取組が必要となります。
- ◆ 取組にあたっては、国や自治体は人々の人権を保障する責務を負う立場にあり、人々のために国や自治体があるという大原則を踏まえることが重要です。本市が行うすべての行政施策は、人権尊重の理念に基づき進めていきます。そして、誰もが人権を尊重しようとするまちづくりに取り組みます。

2 人権文化いきづくまちづくり

～くらしやすいを「ふつう」にしよう～

誰もが自分の人権を侵害されず、暮らしやすいと感じることのできるまち尼崎を目指します。

- ◆ 「人権文化」とは、人権尊重の理念が、家庭・地域・職場・学校などにおいて生活文化として定着していることを意味します。つまり、日常生活の中で、お互いの人権を尊重することを自然に感じたり、考えたり、行動することが定着した生活の有りようそのものをいいます。
- ◆ 「人権を尊重する」ということは、女性や子ども、障害のある人など、「人権を侵害されやすい立場の人」を保護したり支援したりすることだけに留まりません。あらゆる人たちの人権をより積極的に尊重し、すべての人の自己実現を保障する、well-being の理念を社会全体で共有することが大切になります。そのためには、人権を侵害されやすい立場の人（女性や子どもなど）のことを単に保護の対象として捉えるのではなく、一人の人間として捉え、「意見表明権」や「社会に参画する権利」や「自己実現」などあらゆる権利を行使できる主体として認める必要があります。
- ◆ 尼崎市では、誰もが権利を行使できる主体として認められ、暮らしやすいと実感できる、それがあたりまえになるまちを目指します。

wellbeing とは

ウェルビーイングとは、身体的、精神的、社会的に良好な状態を意味する概念で、幸福という意味合いで使われることもあります。

1946年に署名された世界保健機関（WHO）憲章の草案の中で、「健康」について以下のように定義され、その中にウェルビーイングという言葉が使われています。

「健康とは、病気でないとか、弱っていないということではなく、肉体的にも、精神的にも、そして社会的にも、すべてが満たされた状態（wellbeing）にあることをいいます（日本 WHO 協会訳）」つまり、ウェルビーイングとは、心身ともに健康であるとともに、社会において安心・安全感や満足感、幸福感を持ちながら生活できている状態を意味します。

3 計画の位置付け

- ◆ 本計画は、人権文化いきづつまちづくり条例第7条の規定に基づき、さまざまな人権問題に対する課題を横断的にとらえ、人権施策を総合的かつ計画的に実施するために策定しました。
また、全ての行政施策を推進するうえで基礎となる計画です。
- ◆ 本計画は「尼崎市総合計画」とともに、SDGs（「誰一人取り残さない社会の実現」を基本理念に、「持続可能な開発目標」として国連で決まった令和12(2030)年までの全世界共通の17個の目標）の視点を意識して推進していきます。

4 計画の期間

- ◆ 本計画の期間は令和3（2021）年度から令和12（2030）年度までの10年間とします。
- ◆ なお、計画期間中であっても、社会情勢の大きな変化や、実態が本計画と乖離する場合等には、必要に応じて計画の見直しを行います。



コミュニティと人権 ～ご近所パーティをやりませんか！～

尼崎市人権文化いきづくまちづくり審議会会長：中川喜代子

日本社会は、2011年3月11日の東日本大震災が見せつけた過酷な現実から、人間社会を形成するための3つの本質を学びました。すなわち、まず第1に、人間社会を形成するための価値体系の最上位には、人間の命が位置づけられねばならないという真理。人間社会を形成する上で最も重要な価値は人間の生命であるという「生命意識」です。第2に、人間が生きるということは、「共」にするものだという真理。人間の「生」は「共に」するものだという「共生意識」で、①人間と人間との「生」を「共に」する「共生意識」と、②人間と生きとし生ける自然とが「生」を「共に」する「共生意識」という2つのレベルから構成されています。そして、第3に、人間の社会に生ずる共同の不幸や共同の困難に対して、その解決に（傍観者としてではなく）社会の構成員として参加しなければならないという「参加意識」です。この3つの「意識」は、人権(Human Rights)の原点です。

“人権文化を育むまちづくり”とは、この3つの意識にもとづいて、自分たちが生を共にするこの国を安全で豊かで快適な社会の建設へと踏み出す確かな一歩なのです。地震をはじめ災害の国：日本を象徴するような集中豪雨による河川氾濫・山崩れなどによって各地で尊い人命が失われています。ご近所同士が声を掛け合って、お年寄りや幼い子どもたちの安全を守ろうというコミュニティ復活の必要性を痛感している人びとも少なくないでしょう。大都市に象徴的ですが、年々増加している孤独死する人の問題も深刻です。①仲間がいない、②近隣との関わり合いがない、③近所の人と挨拶もしないなど社会から孤立しているために近所からの通報もなく発見が遅れる事例が多いのです。「良い死を迎えるためにはよい生活を持つ」ことが必要です。

ところで、1999年、個人主義の典型ともいえるフランスのパリにおいて、17区で起きた老女の孤独死にショックを受けた区役所に勤める30歳の職員が、「みんなを外に連れ出そう！」と呼びかけ、同じマンションに住む人びとが飲み物や食べ物を持ち寄って中庭などで話し合う「隣人まつり」(Fete des Voisins)がスタートし、たちまち、フランスだけでなくヨーロッパを中心に34国、1200以上の市民が参加するようになりました。きっかけは、「パリのど真ん中での孤独死」だったのです。

「隣人まつり」とは、ご近所さんが集まってお茶や食事をすることです。「準備がたいへん」「人を大勢集めないで！」、そんな心配をしないで、もっと気軽に集ってみようよという活動です。日本には「お花見」や「井戸端会議」など、昔からの隣人文化があります。「桜が咲いたから、集まろうか」「ひさしぶりだから、ちょっと話そうよ」。そこに、お隣さんとほどよい距離で、長くおつきあひする知恵がありました。そんな昔ながらの知恵を、今の暮らしにあったスタイルで見直そうというのが「隣人まつり」です。場所は近所の公園やマンションの中庭、身近なオープンスペースで（地域に集会場があれば最高！）、人数が少なくても、途中から参加する人や帰る人がいてもいいんです。明日から「おはよう」とあいさつできる人が、ご近所にひとりでも増えたら、素敵なことだと思いませんか？もし、お宅に、ジュースでも、スナック菓



子ども、なにか到来物の美味しいものや、余っているものがあれば、なんでも持ち寄って。さびしいおひとりさんも引っ張り出して、みなさんとお話しながらおつまみできるもの大歓迎！私が提案しているのは、そのような催しの情報を知らない人、地域で孤立している人びとも誘い出して、より身近な近隣でほとんど手間をかけず無料で、もっと気楽に参加できるご近所パーティのことなのです。

同じものをいっしょに食べることによって、共に生きようとする実感がわいてくる。それが信頼する気持ち、共に歩もうとする気持ちを生み出すのだと思います。私は尼崎市のある地域で、七輪を囲んで、持ち寄った材料を揚げながらの天ぷらパーティも実施し、大好評でした。「世界のワインを楽しむ会」が長年開催されている地域もあります。「同じ釜の飯を食う」とか「火を囲みともに食べる」体験を企画されることを他都市でも提唱しています。その際、大切なことは、＜よい垣根はよい隣人をつくる＞Good fence makes a good neighborhood ということわざをお忘れなく。現代人らしくスマートに、オシャレに展開されますように。

【注1】 現在は、コロナ禍のため、「ともに飲食する」ことの自粛を求められていますが、コロナ感染の問題が落ち着きましたら、ぜひ企画してください。

【注2】 コミュニティとは、社会的には、アソシエーションとの対比で、＜地域性＞と、そこに住む人びと、人びとの間に生まれてくる＜われわれ意識＞を規定しているが、ここでは、下記の新しい定義を提示します。

- ① さまざまな意味での異質・多様性を認め合って、相互に折り合いをつけながら築いていく洗練された新しい共同生活のルール。
- ② 地域で共通に直面する、個人では処理できないニーズを解決するためにとり結ぶ社会関係でつくられた社会こそコミュニティです。

第1章 人権施策の展開

計画における4つの視点(人権施策の展開方向)

1 つながり、支え合う人権尊重のまちづくり

- (1) 地域でのつながりや支え合いの推進
- (2) 関係機関の連携強化

2 人権侵害に関する相談と支援の充実

- (1) 相談体制の充実と人権侵害の実態把握
- (2) 差別の防止と偏見の解消
- (3) 誰もが利用しやすい施設等の整備や情報の円滑な取得・利用に向けた環境整備

3 あらゆる場における人権教育及び人権啓発の推進

- (1) 学校園等における人権教育
- (2) 地域における人権教育・啓発
- (3) 事業者(企業)における人権研修・啓発

4 市職員・教職員等への人権研修

- (1) 市職員・教職員への人権研修
- (2) 人権とかかわりの深い特定職業従事者等への人権研修

1 つながり、支え合う人権尊重のまちづくり

(1) 地域でのつながりや支え合いの推進

- ◆ 市民が互いにプライバシーを尊重しながらも隣人としてつながり、支え合える、よりよいまちの創造を目指します。市民が互いにつながり、支え合うまちでは、自分の居場所があり、尊重されていると誰もが感じることができ、暮らしやすいと実感できます。
そうしたまちづくりの主役は市民です。市民が主体的に地域でつながり、支え合う関係を築き、よりよいまちを創造していけるよう、市民が自由に意見を表明する機会を設け、必要な情報提供や場づくりの支援に取り組みます。また、市民が自ら学習しようとする環境づくりを行い、学びの支援にも取り組みます。
- ◆ 市民や市民活動団体等の多様な主体が、互いに多様性を認め、地域においてつながり支え合えるよう、地域における各公共施設等を拠点とした地域交流を進めていきます。
- ◆ 日頃から地域で多様な人々がつながり支え合っていることにより、特に災害時など緊急事態下においては、社会的に孤立する人を無くし、必要な支援に早くつなげることができます。そのため、性別、年代、家庭環境等を問わずさまざまな人が集い、つながるコミュニティづくりに取り組みます。
- ◆ 異なる言語や文化、歴史的背景を持つ市民が共生する多文化共生社会の実現を目指すため、地域で交流ができる場の提供などの施策に取り組みます。

(2) 関係機関の連携強化

- ◆ 人権施策を推進するにあたっては、市の各部局、関係機関等における情報共有とネットワークの強化に取り組みます。

2 人権侵害に関する相談と支援の充実

(1) 相談体制の充実と人権侵害の実態把握

- ◆ 人権に関する各種相談窓口においては、相談員の人材育成に取り組み、相談場所や手法等について、より市民のニーズにあった効果的な運用を目指します。また、「あの窓口へ行けば相談にのってもらえる」と市民が認識できるよう、あらゆる機会をとらえ、多様な手法で相談窓口の周知を図ります。
- ◆ 外国籍住民への相談に応じる相談員については、外国人の文化や習慣について知識を有している人材が望ましいことから、そうした人材の発掘と登用に努めます。
- ◆ 相談事例等、市が把握した人権侵害や差別事象については、課題の的確な把握に努めるとともに、適切なタイミングで適切な支援が行えるよう支援体制の充実や関係機関との連携強化に取り組みます。

(2) 差別の防止と偏見の解消

- ◆ インターネットを悪用した差別を助長する悪質な書き込みを監視するインターネットモニタリング事業や、ヘイトスピーチ対策、さまざまな人権侵害から子どもを守っていくための第三者機関の設置、性的マイノリティや外国籍住民など差別・偏見の対象となりやすいマイノリティと

の交流の場づくりなど、多様性を受け入れ、差別や偏見を許さない風土の醸成と、必要な支援が受けられるための取組を進めます。

(3) 誰もが利用しやすい施設等の整備や情報の円滑な取得・利用に向けた環境整備

- ◆ 施設等においては、段差をなくす、性的マイノリティにも配慮したユニバーサルトイレを設置するなど誰もが利用しやすいよう、バリアフリーやユニバーサルデザインを意識した設計や運用に取り組みます。
- ◆ また、外国籍住民、障害のある人、高齢者などの情報弱者が円滑に情報を取得・利用し、意思表示や意思疎通を行うことができるよう、多言語や障害特性に配慮した情報提供、意思疎通支援など情報・コミュニケーションの支援に取り組みます。
- ◆ 特に障害のある人については、障害者差別解消法に基づき、障害のある人から社会的障壁の除去を必要としている旨の意思表示があった場合、可能な限り社会的障壁の除去に向けた取組を行います。
- ◆ 災害時など緊急事態下では、避難所などにおいて、特に女性や性的マイノリティ、子ども、外国籍住民、障害のある人、高齢者のほか、妊婦や乳幼児を持つ親などは、人権侵害を受けやすいことから、そうした人々の人権に配慮した施設整備、運営に取り組みます。

3 あらゆる場における人権教育及び人権啓発の推進

(1) 学校園等における人権教育

- ◆ 子ども自身が自らを権利の主体であると理解し、尊重されていると実感することが重要です。そのため、児童の権利に関する条約の周知を基本として、子どもたちの発達段階や理解度に応じた人権教育を推進するとともに、虐待や貧困、不登校、ひきこもり、その他社会的支援を必要としている子どもへの支援を充実させ、すべての子どもが健やかに学び育つ環境づくりを進めます。
- ◆ 乳幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う時期です。就学前教育においては、他者とかかわりあいながら、相手を尊重する意識や思いやりの心を持つよう、さまざまな行事や集団生活、遊びを通して、乳幼児の発達の特性に応じた人権教育（保育）を進めていきます。
- ◆ 学校教育においては、児童の権利に関する条約の周知を基本とし、生きる力や違いを認め尊重し合う態度や姿勢を育み、豊かな人権感覚が養えるよう発達段階に応じ、各教科や総合的な学習の時間等、教育活動全体を通して、基本的人権の尊重を基盤とした人権教育に取り組みます。また、いじめの問題については、道徳教育でいじめ問題を取り上げるとともに、組織的に早期発見や未然予防、迅速な事案対処ができる学校体制の改善など、学校全体での意識改革や体制づくりを進めます。
- ◆ また、子どもだけでなく保護者など家庭への人権啓発にも取り組みます。

(2) 地域における人権教育・啓発

- ◆ 人が人として自分らしく生きていくためには、日々の暮らしの中で人権が尊重されていることが不可欠です。そのためには、一人ひとりがさまざまな人権問題について理解を深め、人権は他者の問題ではなく自分の問題であることに気づくことが必要になります。こうしたことから、市民が生活の身近な場で人権について学び続けることができるよう、さまざまなテーマの人権問題

の講演会や学習会を実施します。

- ◆ また、市民主体の人権学習を進めるため、地域でグループによる学習会を行うとともに、学習会が市民の主体的な活動となるよう、人権学習のリーダー育成を行います。

(3) 事業者（企業）における人権研修・啓発

- ◆ 事業者は、社会の構成員としてその事業活動に関わる者の人権意識の高揚に取り組むことが求められます。

企業には人権を尊重する責任があり、その責任は景気がよくないから後回しにしていというのではなく、景気の動向に関係のない不動の大原則です。

近年、ビジネスと人権に関しては、自社だけでなく、製造を委託する工場などにおける人権侵害（強制労働や劣悪な環境での長時間労働等）についても注意をはらうことが求められています。その他、ハラスメントの防止、安全衛生の向上、採用や昇進における公正性の保証、日本人労働者と外国人労働者の労働条件の格差の解消、広告宣伝における差別的表現のチェック機能の整備など、多様な課題があります。

少子高齢化が進み、外国人労働者などの多様な人々が働く社会となっている中、誰もが安心して働き、能力を活かせる職場づくりは、事業者の責務であるとともに事業者の利益にもつながります。そのため、事業者が、ビジネスと人権に関するさまざまな人権問題への認識を深めるとともに、人権意識の高揚が図れるよう、市が事業者に対して人権研修・講演会を実施するなどの啓発に取り組めます。

また、人権問題に関する情報や資料の提供も行います。

4 市職員・教職員等への人権研修

(1) 市職員・教職員への人権研修

- ◆ 人権を守り人権行政を推進する役割と責務を担う市職員は、さまざまな人権問題の知識を備えるとともに、日常業務の中で課題に気づく人権感覚と、対応するための技能や実践力が求められます。また、人権行政は特定の部局のみが実施するものではありません。保健、福祉、教育、建築・土木や消防などすべての行政分野において、すべての市職員が市民の人権を保障する責任を有しています。

このため、多様な人権問題に関する研修を実施し、市職員の人権感覚の醸成と人権意識の高揚に取り組めます。

- ◆ 人権行政の推進リーダーとしての役割を担う各課長については、人権問題研修推進員と位置づけて、毎年時宜に応じた人権研修を実施します。
- ◆ 新規採用職員については、人権に関する歴史的経緯など正しい知識が得られるよう重点的に人権研修を実施します。
- ◆ 教職員については、教育活動を通じて子どもが自らを尊厳存在であると感じ、また他者に対しても同様に感じるができるように育成する指導力が求められます。

そのため、教職員が児童の権利に関する条約を含め人権問題や人権教育に関する認識を深め、子どもの様子を敏感に察することができる感性を磨くことが大切であり、本市教育総合センターにおける研修や校内研修などを実施し、その資質と指導力の向上を図っていきます。

- ◆ また、体罰根絶に向けても、教職員研修を通じた人権意識の醸成を図っていきます。

(2) 人権とかかわりの深い特定職業従事者等への人権研修

- ◆ 市職員・教職員以外にも、医療・保健関係者、福祉関係者（福祉施設や事業所等）のように、人権とかかわりの深い特定職業従事者等は、生命や健康、生活を守り支えるという重要な役割を担っています。また、虐待やDVなどの人権侵害を発見しやすい立場にもあります。
- ◆ このため、研修会や講演会を実施するほか人権に関する情報提供や啓発に取り組みます。